

## VI 選挙運動について



この章は、能美市議会議員選挙における候補者及び運動員になられる方並びに政党関係者等の方々のために、選挙運動、政党その他の政治団体の政治活動等の概略を記載したものです。もちろん、これだけでは十分ではありませんから、選挙に関する各種法令やこれらの解説書を参考にされ、公職選挙法等の規定を遵守し、フェアな選挙運動を展開されるよう切望します。

## 1. 選挙運動の意義

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をいう（特定の候補者の当選を阻害する行為も含まれる場合がある。）。

### 1 選挙運動となる要素

- |   |  |
|---|--|
| (1) ある行為が選挙運動とされるためには、その行為の対象たる選挙が特定されていることを要する。              | (1) 選挙の期日が告示されていなくとも、社会通念上、何選挙であるかが客観的に認識し得る程度であれば、特定の選挙ということができると解される。  |
| (2) 選挙運動は、特定の候補者のためにするものであることを要する。                            | (2) 候補者とは、立候補した者のみをいうのではなく、将来立候補しようとする者をも含むと解される。<br>候補者が特定するとは、候補者が単数であることを意味するものではなく、数名であっても特定すれば足りる。また、数人の者のうちから必ず1人が立候補することとなっている場合、それらの者のために投票を依頼する行為も選挙運動になると解される。             |
| (3) 選挙運動は、当選を目的としてなされることを要する。<br>自己の当選を目的とする場合と他人の当選を図る場合がある。 | (3) 当選を目的とするとは、当選を容易ならしめることを目的とすることをいう。また、この場合、当選が確実であることを必要としない。  |
| (4) 投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為であることを要する。                   | (4) 具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするにあたっては、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様（時期、場所、方法、対象等）につき、総合的に観察し、それが特定候補者の当選を図る目的意思を伴う行為であるかどうか、またそれが特定候補者のための投票獲得に直接又は間接に必要かつ有利な行為に該当するかどうかを実質に即し判断すべきである。 |

## 2. 事前運動の禁止

選挙運動は、立候補の届出後でなければすることができない。立候補の届出当日であっても、現実に届出手続を終えた（立候補届出書が選挙長に受理された）後でなければ選挙運動はできない。立候補の届出前における選挙運動は、事前運動として一切禁止される。

例えば、買収や戸別訪問のように選挙運動期間中において禁止される行為はもちろん、個々面接や電話による選挙運動のように選挙運動の期間中には何ら制限されていない行為も、立候補の届出前にこれをするのはできない。

ただし、次に掲げる行為は、事前運動とは明確に区別され、立候補の届出前においても行うことができる。しかし、これらの行為であっても、併せて投票獲得の意思をもって行われるときは選挙運動と判断され、当該候補者の立候補の届出前であるために事前運動の禁止違反となる。

- (1) 立候補準備行為
  - (ア) 政党の公認を求める行為
  - (イ) 候補者の選考会、推薦会の開催行為
  - (ウ) 供託物を供託する行為
  - (エ) 候補者となろうとする者の戸籍謄本又は抄本を取り寄せる行為
- (2) 選挙運動の準備行為
  - (ア) 選挙運動費用の調達
  - (イ) 選挙事務所借入れの内交渉
  - (ウ) 出納責任者又は選挙運動員の就任の内交渉
  - (エ) 労務者の雇入れの内交渉
  - (オ) 自動車、船舶及び拡声機の借入れの内交渉
  - (カ) 選挙演説会出演依頼の内交渉
  - (キ) 演説会場借入れの内交渉
  - (ク) 立札、看板をあらかじめ作成しておく行為
  - (ケ) 選挙運動用ポスターの原稿を作り、又は印刷しておく行為
  - (コ) 選挙公報の文案を作成する行為

選挙運動費用の調達について、可能性もないような多数の選挙人を歴訪する場合は、その依頼の方法等とも関連し投票獲得のためにする意図ありと判断されることがある。

<p>(サ)各選挙運動者の任務の割振り (シ)選挙運動者相互間における仕事の連絡</p>	
<p>(3) 政治活動 政党その他の政治団体の政策宣伝、党勢拡張等の活動は、それ自体選挙運動ではない。</p>	<p>これらの政治活動は、原則として選挙期日の告示の直前においても自由であるが、その態様によっては選挙運動になるおそれがある。</p>
<p>(4) 社会的行為 年賀、暑中見舞、退官挨拶、転居挨拶等の社会的行為は、通常の時節、方法により通常の内容をもって行われる限り、選挙運動には該当しない。 しかし、当該選挙区内にある者に対する時候の挨拶状は、法 147 の 2 により原則禁止される。</p>	<p>その時節、方法、内容、対象等からして、投票を獲得しようとする積極的な意図が認められるときは、選挙運動となる。</p>

### 3. 選挙運動一覧

項目	概要	法令条項	備考
選挙運動期間	<p>立候補届出の日から選挙期日の前日までである。</p> <p>例外（選挙当日でもできる選挙運動）</p> <p>(1) 投票所を設けた場所の入口から、300メートル以上離れたところに選挙事務所を設置すること。</p> <p>(2) (1)の選挙事務所を表示するために、その場所で、ポスター、立札及び看板の類を通じて3以内、並びにちょうちんの類1個を掲示すること。</p> <p>(3) ポスター掲示場に適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。</p>	<p>法129</p> <p>法132</p> <p>法143⑤⑦⑩</p> <p>法143⑥</p>	<p>○選挙の期日の告示があっても、立候補の届出書が選挙長に受理されるまでは選挙運動はできない。</p>
選挙事務所	設置者	候補者又は推薦届出者（推薦届出者が数人いるときはその代表者）に限る。	法130①
	設置の届出	<p>設置後直ちに文書で届け出る。</p> <p>(1) 届出先 能美市選挙管理委員会</p> <p>(2) 設置者が推薦届出者であるときは、次の文書を添付しなければならない。</p> <p>(7) 選挙事務所を設置することを候補者が承諾したという文書</p> <p>(4) 推薦届出者が数人いるときは、その代表者であるという文書</p>	<p>法130②</p> <p>令108①</p> <p>実施規程3</p> <p>令108②</p>
	異動の届出	<p>異動（移転、廃止）したときも、設置のときと同様の手続を要する。</p> <p>異動することができる者も、設置の場合と同様、候補者若しくはその推薦届出（代表）者である。</p>	<p>法130②</p> <p>令108③</p> <p>実施規程3</p>
	数の制限	候補者1人について1箇所	法131①
	移動の制限	1日につき1回を超えて移動できない。	法131②
			<p>○投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域に限り、選挙当日でも設置できる。（法132）</p> <p>○休憩所等は、選挙運動のために設けるものであれば、選挙運動員、労務者の用に供すると、選挙人のために設けるとを問わず、一切禁止される。（法133）</p>

選挙事務所	表示	選挙事務所を表示するために、その場所において次の文書図画を掲示することができる。	法143①⑦⑨⑩								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>記載内容及び掲示場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスタ一、立札及び看板の類</td> <td>縦350cm以内 横100cm以内</td> <td>通じて3以内</td> <td rowspan="2">選挙事務所を 表示するための ものでなければなら ない。 選挙事務所所 在の場所に限 る。</td> </tr> <tr> <td>ちょうちんの類</td> <td>高さ85cm以内 直径45cm以内</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table>			種類	規格	数量	記載内容及び掲示場所	ポスタ一、立札及び看板の類	縦350cm以内 横100cm以内	通じて3以内
種類	規格	数量	記載内容及び掲示場所								
ポスタ一、立札及び看板の類	縦350cm以内 横100cm以内	通じて3以内	選挙事務所を 表示するための ものでなければなら ない。 選挙事務所所 在の場所に限 る。								
ちょうちんの類	高さ85cm以内 直径45cm以内	1個									
選挙運動の禁止	選挙事務関係者	(1) 投票管理者、開票管理者及び選挙長は在職中、関係区域内において選挙運動をすることができない。 (2) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。	法135	○公務員の政治的行為の制限 次の公務員は、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法等により政治的行為（選挙運動を含む。）が制限されている。 (ア) 一般職の国家公務員 (イ) 一般職の地方公務員（一定の地域内に限られる） (ウ) 公立学校の教育公務員 (エ) 人事委員会委員及び公平委員会委員 (オ) 教育委員会の教育長又は教育委員							
	特定公務員	中央選管の委員及びその庶務に従事する総務省の職員、選管の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員は、在職中、選挙運動をすることができない。	法136								
	公務員等の地位利用	1 公務員等は、地位を利用して選挙運動をすることができない。 (1) 公務員等とは 国又は地方公共団体の公務員、又は行政執行法人、特定地方独立行政法人、沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員をいう。 2 公務員等がその地位を利用して選挙運動の企画や準備に関与する場合のような選挙運動に類似した行為も禁止されている。	法136の2								

選挙運動の禁止	教育者の地位利用	<p>教育者は、教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>(1) 教育者とは 学校教育法に規定する学校の長及び教員をいう。</p> <p>(2) 地位を利用する選挙運動とは 児童、生徒、学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいう。</p>	法137	
	年齢満18歳未満者	<p>年齢満18歳未満の者は、一切の選挙運動をすることができない。また、何人も年齢満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることができない。</p> <p>ただし、選挙運動のための労務に使用することは差し支えない。</p>	法137の2	
	選挙権及び被選挙権を有しない者	<p>選挙犯罪(法252)を犯したため、又は政規法(正規法28)違反の罪を犯したため選挙権及び被選挙権を有しない者は、一切の選挙運動をすることができない。</p>	法137の3	
	戸別訪問の禁止	<p>(1) 何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない。</p> <p>(2) 選挙運動のため、次のような行為をすることは戸別訪問とみなされる。</p> <p>(ア) 戸別に演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為</p> <p>(イ) 戸別に特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為</p>	法138	<p>○個々面接は禁止されない。</p> <p>○電話による選挙運動は禁止されない。</p>
	署名運動の禁止	<p>何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできない。</p> <p>(1) 署名運動 一定の目的をもって多数人から署名を収集する行為をいう。</p> <p>(2) 署名の目的 投票を依頼する趣旨の署名又は誰々に投票しないという趣旨の署名</p> <p>(3) 署名運動を禁止される者 一切の者</p> <p>(4) 署名運動の相手方 選挙人</p> <p>(5) 署名収集の方法 方法の如何を問わない。</p>	法138の2	<p>○投票依頼等の目的のない署名運動を行うことは差し支えないが、他の目的に名を借りて、又は他の目的と併せて、投票依頼等の目的を有する署名運動をすることはできない。</p>

選挙運動の禁止	人気投票の公表の禁止	何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。	法138の3	○「経過の公表」とは人気投票の途中の成績を公表することであり、「結果の公表」とは、人気投票の最終の結果を公表することをいう。
飲食物の提供の禁止	<p>何人も、選挙運動に関し、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することは、それがいかなる名義のものであっても禁止される。</p> <p>ただし、<b>運動員、労務者</b>に対し、選挙運動の期間中選挙事務所で一定の範囲内で弁当を提供することは、差し支えない。</p>	<p>何人も、選挙運動に関し、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することは、それがいかなる名義のものであっても禁止される。</p> <p>ただし、<b>運動員、労務者</b>に対し、選挙運動の期間中選挙事務所で一定の範囲内で弁当を提供することは、差し支えない。</p> <p>(1) 提供できる弁当の数 候補者1人当たり45食に選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数（45食×7日＝315食）以内であること。</p> <p>(2) 弁当の価格 市選管の定めた弁当料の範囲内でなければならない。弁当料の制限額は、1食当たりの額と1日当たりの額との2つの制限に従わなければならない。</p>	法139	<p>○弁当は、選挙事務所で食べるか、又は携行するために選挙事務所において提供されるものに限る。</p> <p>○第三者が選挙運動の激励のためにいわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合も選挙運動に関するものであり禁止される。</p> <p>○労務者に弁当を提供したときは、報酬からその弁当の実費を差し引いて支給しなければならない。（令129②）</p> <p>○<b>弁当料の額は、1人1食につき1,500円、1日につき、4,500円以内である。</b> （令129①） （実施規程31）</p>
気勢を張る行為の禁止		何人も、選挙運動のため、自動車を連ね、又は隊伍を組んで往来する等によって気勢を張る行為をすることができない。	法140	
連呼行為等の禁止		<p>何人も、選挙運動のため、連呼行為をすることは一般的には禁止されている。</p> <p>ただし、次の場合に限り、例外として認められる。</p> <p>1 次の場所で演説に付随して行う場合</p> <p>(1) 個人演説会の会場</p> <p>(2) 街頭演説の場所</p> <p>(3) 演説（いわゆる「幕間演説」など）の場所</p>	法140の2	<p>○選挙運動のための連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努め、当該施設に対し支障のないようにしなければならない。（法140の2②）</p> <p>○選挙運動のための演説会（演説を含む。）、街頭演説又は連呼行為は、次の区域、建物及び施設では禁止される。（法166）</p> <p>(1) 国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物</p>

連呼行為の禁止	<p>2 選挙運動用自動車又は船舶の上で行う場合</p> <p>(1) 午前8時から午後8時までの間に限る。</p> <p>(2) 自動車(船舶)の運行中でも、停止中でもよい。(停止した車上で街頭演説を行う場合には、街頭演説用の標旗を掲げなければならない。)</p>		<p>(公営住宅を除く。)</p> <p>ただし、公営施設使用の個人演説会を開催する場合は除かれる。</p> <p>(2) 汽車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動用を除く。)</p> <p>及び停車場その他鉄道地内</p> <p>(3) 病院、診療所その他の療養施設</p>
自動車及び船舶の使用制限	<p>(1) 主として選挙運動に使用することができる自動車、船舶の数</p> <p>・ <b>自動車1台又は船舶1隻</b></p> <p>(2) 使用できる自動車の種類</p> <p>(ア) 乗車定員10人以下の乗用自動車で</p> <p>(イ)及び(ウ)に該当するもの以外のもの(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できるものを除く。)</p> <p>(イ) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できるものを除く。)</p> <p>(ウ) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除く。)</p> <p>(3) 船舶の種類には制限がない。</p> <p>(4) 自動車及び船舶には市選管が交付する表示板を、自動車にあつては冷却器の前面、船舶にあつては操舵室の前面等、外部から見やすい箇所に、その使用中常時取り付けなければならない。</p>	<p>法141</p> <p>令109の3</p> <p>法141⑤</p> <p>実施規程5</p>	<p>○その構造上宣伝を主たる目的とする自動車は、使用できない。(法141)</p> <p>○二輪自動車(側車付のものを含む。)については上面、側面又は後面の全部が開放されていてもよい。</p> <p>○自動車の走行中窓以外の部分を開いて使用することはできない。</p> <p>○主として選挙運動に使用する自動車の予備車を用意しておくことは差し支えないが、これを連行することはできない。</p> <p>○自動車以外の諸車(自転車、荷車、リヤカー等)の使用について制限はないが、立札、ポスター、看板等を取り付けて使用することはできない。</p>

<p>自動車及び船舶の使用制限</p>	<p>(5) 自動車、船舶に掲示することができる文書図画</p> <table border="1" data-bbox="448 271 951 658"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規格</th> <th>数量</th> <th>記載の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター、立札及び看板の類</td> <td>縦 273cm以内 横 73cm以内</td> <td>制限なし</td> <td rowspan="2">公選法上は制限がない。</td> </tr> <tr> <td>ちょうちんの類</td> <td>高さ85 cm以内 直径45 cm以内</td> <td>1個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 市の条例で定めるところにより、主として選挙運動に使用することができる自動車のそれぞれについて、一般乗用旅客自動車運送事業者又は自動車所有者、自動車燃料供給業者及び運転手との契約により有償で使用した場合には、供託物が没収されることとなる候補者を除き、一定限度の範囲内で無料で使用することができる。</p>	種類	規格	数量	記載の内容	ポスター、立札及び看板の類	縦 273cm以内 横 73cm以内	制限なし	公選法上は制限がない。	ちょうちんの類	高さ85 cm以内 直径45 cm以内	1個	<p>法143①⑨⑩</p> <p>法141⑧ 自動車・ポスターの公営条例</p>	
種類	規格	数量	記載の内容											
ポスター、立札及び看板の類	縦 273cm以内 横 73cm以内	制限なし	公選法上は制限がない。											
ちょうちんの類	高さ85 cm以内 直径45 cm以内	1個												
<p>拡声機の使用制限</p>	<p>(1) 使用できる拡声機の数 1そろい</p> <p>(2) 市選管が交付する表示板を送話口の下部に使用中常時取り付けておかねばならない。</p> <p>(3) 上記のほか、個人演説会又は幕間演説の開催中は、その会場で別に1そろいの使用ができる。(表示板は不要)</p>	<p>法141①</p> <p>法141⑤ 実施規程5</p>	<p>○拡声機1そろいとは、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいう。ただし、通常的使用方法として数個のスピーカーを使用することが必要と認められている場合には、マイクが1個である限り拡声機1そろいと考えられる。</p> <p>○携帯用電気メガフォンは、拡声機に含む。</p>											
<p>自動車等の乗車制限</p>	<p><b>選挙運動用自動車(船舶)に乗車(船)できる者</b></p> <p>(1) 自動車の場合は、候補者、運転手1人及び運動員(労務者を含む)4人</p> <p>(2) 船舶の場合は、候補者、運動員(労務者を含む)4人及び船舶の運航に従事する船員(船員の数に制限はない。)</p> <p>(3) 乗車(船)する運動員(労務者を含む)は、市選管が交付する乗車(船)用腕章を着けなければならない。(候補者、運転手及び船員は必要ない。)</p>	<p>法141の2① 実施規程6</p>	<p>○停車中でも4人の制限がある。</p> <p>○乗車(船)用腕章は、4枚交付される。</p> <p>自動車と船舶の双方共通であり、街頭演説の際に使用する腕章としても使用できる。</p>											

<p>車上の選挙運動の禁止</p>	<p>選挙運動用自動車の上では、次の場合を除き選挙運動をすることができない。  (1) 演説をすること（停止している場合に限る。また、街頭演説に該当するときは、街頭演説用の標旗を掲げる必要がある。）  (2) 午前8時から午後8時までの間連呼行為をすること。（走行中でもよい）</p>	<p>法141の3  法140の2①</p>		
<p>文書図画の頒布の制限</p>	<p>文書図画の頒布の制限</p>	<p>選挙運動のため使用する文書図画は、通常葉書、選挙運動用ビラのほか、ウェブサイト等を利用する方法及び電子メールを利用する方法により頒布できる。</p>	<p>法142 法142の3 法142の4</p>	<p>○選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回覧させることは頒布とみなされ、禁止される。（法142⑫）</p>
	<p>選挙運動用葉書の制限</p>	<p>1 通常葉書  (1) 葉書の制限枚数  <b>2,000枚</b>  (2) 葉書の入手方法  立候補届出の際、選挙長から交付される候補者用通常葉書使用証明書を日本郵便<small>㈱</small>小松郵便局に提示して、無償で選挙用の表示をしてある葉書の交付を受けることができる。なお、私製葉書の使用の方法もある。  (3) 葉書の発送  立候補届出の際、選挙長から交付される選挙運動用通常葉書差出票を添えて日本郵便<small>㈱</small>小松郵便局の窓口に差し出さなければならない。</p>	<p>公職選挙郵便規則</p>	<p>○私製葉書等の使用  手持の通常葉書又は私製葉書にあらかじめ印刷して使用する場合は、日本郵便<small>㈱</small>小松郵便局に左記1(2)の候補者用通常葉書使用証明書を提示し、選挙用の表示を受けなければならない。  （公職選挙郵便規則3）  ○遅くとも投票日の前日までにあて先に到着するようにしなければならない。</p>

文 書 図 画 の 頒 布 の 制 限	選挙運動用 ビラの頒布	<p>1 選挙運動用ビラの頒布</p> <p>(1) 選挙運動期間中、市選挙管理委員会に届け出た2種類以内の選挙運動用ビラを頒布することができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>枚数 4,000枚以内</b></p> <p>(2) 選挙運動用ビラは、市選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。(1枚ずつに貼ること。)</p> <p>(3) 選挙運動用ビラの規格は、<b>長さ29.7cm、幅21cm (A4サイズ) 以内</b>でなければならない。(表裏刷り、カラー刷り可)</p> <p>(4) 選挙運動用ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所の記載が必要である。</p> <p>(5) 供託物が没収されない場合に限り、一定限度の範囲内においてビラを無料で作成することができる。なお、この経費は、公費で負担される場合であっても収支報告書等に記載しなければならない。</p> <p>(6) ビラの頒布方法は、次の方法に限られている。 ア 新聞折込みによる頒布 イ 選挙事務所内における頒布 ウ 個人演説会の会場内での頒布 エ 街頭演説の場所における頒布 (郵送あるいは戸別訪問による頒布はできない。)</p> <p>(7) ビラを頒布できる期間は、立候補届出の受理のときから選挙期日の前日まで。</p>	<p>法142①</p> <p>法142⑦</p> <p>法142⑧</p> <p>法142⑨</p> <p>法142⑩ ビラ条例2</p> <p>法142⑥ 令109の6</p>	<p>○ビラの届出の際には、その種類ごとに見本を1部添えなければならない。 (実施規程7の2)</p>
	ウェブサイト等及び電子メールを利用する頒布	<p>1 ウェブサイト等を利用する方法(電子メールを利用するものを除く)</p> <p>(1) ウェブサイト等とは、インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法を除いたものである。(例:ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)</p>	<p>法142の3①</p>	<p>○ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画で、選挙の期日の前日までに頒布されたものは、選挙の当日もそのままにしておくことができる。(法142の3②)</p> <p>○選挙の当日の更新はでき</p>

<p>文 書 図 画 の 頒 布 の 制 限</p>		<p>(2) 候補者、政党等のほか、一般有権者等の第三者（年齢満18歳未満の者等の従来より選挙運動が禁止されている者を除く。）も頒布することができる。</p> <p>(3) 頒布する者の電子メールアドレス等（インターネット等を利用する方法により、その者に連絡をする際に必要となる情報。返信用フォームのURL、エックスのユーザー名等も含まれる。）を表示しなければならない。</p> <p>2 電子メールを利用する方法</p> <p>(1) 選挙運動用電子メールを送信できる者は候補者に限られる。</p> <p>(2) 選挙運動用電子メールの送信は、選挙運動用電子メールの送信者に対し電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、</p> <p>ア あらかじめ選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を送信者に通知した者</p> <p>イ 政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかった者に限られる。</p> <p>(3) また、(2)のア及びイに送信する場合であっても、アの者に対しては、選挙運動用電子メールの送信者に対し自ら通知した電子メールアドレスに、イの者に対しては、政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のものに送信するものでなければならない。</p>	<p>法142の3③</p> <p>法142の4</p> <p>法142の4②</p>	<p>ない。（法129）</p> <p>○候補者以外の一般有権者は引き続き禁止される。</p> <p>○一般の電子メールを用いずにフェイスブックやLINEなどユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、電子メールを利用する方法ではなく、ウェブサイト等を利用する方法に含まれるので、候補者・政党等以外の一般の有権者も利用できる。</p> <p>○選挙の当日の送信はできない。（法129）</p>
--	--	---	---	---

	<p>(4) 選挙運動用電子メール送信者は、次の事実を証する記録を保存しなければならない。</p> <p>ア (2) のアに対し送信する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと</li> <li>・選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと</li> </ul> <p>イ (2) のイに対し送信する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと</li> <li>・継続的に政治活動電子メールの送信をしていること</li> <li>・選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと</li> </ul> <p>(5) <b>選挙運動用電子メールには、次の事項を正しく表示しなければならない。</b></p> <p>ア 選挙運動用電子メールである旨</p> <p>イ 選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称</p> <p>ウ 選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨</p> <p>エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の連絡先（インターネット等を利用する方法により通知ができるものに限る。）</p> <p>3 選挙運動用有料インターネット公告の禁止</p> <p>(1) 何人も、公職の候補者又は政党等の氏名、名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動のための有料インターネット広告を掲載させることはできない。</p>	<p>法142の4⑤</p> <p>法142の4⑦</p> <p>法142の6①</p>	
--	---	--	--

	<p>(2) 何人も選挙運動期間中は、(1)の禁止を免れる行為も禁止される。</p> <p>(3) 何人も選挙運動期間中は、公職の候補者又は政党等の氏名、名称又はこれらの類推事項を表示しない広告であつて、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット公告（バナー広告）を掲載させることはできない。</p> <p>4 その他適用関係</p> <p>(1) 文書図画に記載又は表示されているバーコード等の符号（QRコード等）を読み取ることにより映像として表示される事項は、当該文書図画に記載又は表示されているものとされる。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、文書図画に記載し又は表示しなければならない法定事項については、バーコード等の符号により記載・表示することは認められない。</p> <p>(3) 選挙運動のための文書図画を記録した電磁記録媒体（DVD、USBメモリ等）を頒布することは、当該文書図画の頒布とみなされ、禁止される。</p>	<p>法142の6②</p> <p>法142の6③</p> <p>法271の6①</p> <p>法271の6②</p> <p>法271の6③</p>	<p>○(1)、(2)については、文書図画の掲示においても同様</p>
<p>文書図画の頒布の制限</p>	<p>頒布とみなされないもの</p> <p>(1) 選挙運動用自動車（船舶）に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を当該自動車（船舶）に取り付けたままで回覧すること。</p> <p>(2) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類を着用したまま回覧すること。</p>	<p>法142⑫</p>	

文 書 図 画 の 掲 示	選挙運動用 ポスター	<p>1 掲示できるポスターの数 公営ポスター掲示場1箇所ごとに1枚掲示する以外には選挙運動用ポスターを掲示することができない。</p> <p>2 ポスターの規格 大きさはタブロイド型(長さ42センチメートル、幅30センチメートル)を超えてはならない。</p> <p>3 表面に掲示責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては、名称)及び住所を記載しなければならない。</p> <p>4 供託物が没収されない場合に限り、市の条例で定めるところにより一定限度の範囲内で無料で作成することができる。</p>	<p>法143④</p> <p>法144④</p> <p>法144⑤</p> <p>法143⑮ 自動車・ポスターの公営条例</p>	○適法に掲示した選挙運動用ポスターは、選挙当日もそのまま掲示しておくことができる。(法143⑥)
	公営ポスター 一掲示場	<p>(1) 掲示場の設置及び設置数 市選管が設置する 127箇所</p> <p>(2) ポスターの掲示期間 告示の日から投票日当日まで</p> <p>(3) ポスターを掲示する者 候補者</p> <p>(4) ポスターを貼るべき区画番号 右側の上段から下段への順次一連番号による。</p> <p>(5) ポスター掲示の区画番号の指定 立候補の受理順位と同番号の区画に掲示する。</p> <p>(6) 掲示できるポスター 選挙運動用ポスターを1掲示場ごとにそれぞれ1枚掲示することができる。</p>	<p>法144の2⑧ ポスター条例2 ポスター規程 2・3</p>	選挙当日の張り替えはできない。



<p>文書図画の頒布 又は掲示につき 禁止を免れる行 為の制限</p>	<p>(1) 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演 芸等の広告その他のいかなる名義をもって するを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁 止を免れる行為として、候補者の氏名等を表 示する文書図画を頒布し、又は掲示すること ができない。</p> <p>(2) 何人も、選挙運動の期間中は、候補者の 氏名、政党その他の政治団体の名称、推薦届 出者、運動員、候補者と同一戸籍内の者の氏 名を表示した年賀状、寒中見舞状、陣中見舞 状その他これに類似する挨拶状を当該候補 者の選挙区内に頒布又は掲示することはで きない。</p>	<p>法 146</p>	<p>○表示が制限されるのは、候 補者の氏名若しくはシンボ ル・マーク、政党その他の政 治団体の名称又は候補者を 推薦し、支持し若しくは反対 する者の名である。</p>	
<p>新 聞 ・ 雑 誌 の 報 道 論 評 等</p>	<p>報道及び 評論</p>	<p>選挙運動期間中及び選挙当日においても、一 定の条件を具備する新聞紙、雑誌に限り、選挙 に関し報道評論を掲載することが自由であり、 販売業者がこれを通常の方法(定期購読者以外 の者に対して頒布する新聞紙又は雑誌につい ては、有償である場合に限る。)により頒布し、 又は県選管の指定した場所に掲示することが できる。</p>	<p>法148 県則14</p>	<p>一定の条件 ○新聞にあつては毎月 3 回 以上、雑誌にあつては毎月 1 回以上定期に有償頒布し、第 三種郵便物の承認があり、選 挙期日の告示の日前 1 年(時 事に関する事項を掲載する 日刊新聞紙にあつては 6 箇 月)以来引き続き発行してい ること。 ○人気投票の公表は禁止さ れている。 (法 138 の 3)</p>
<p>不法利用</p>	<p>何人も、当選を得若しくは得しめ又は得しめ ない目的で新聞、雑誌の編集その他経営担当者 に金銭、物品等の供与等をして選挙に関する報 道評論を掲載させ、またこれらの者が供与等を 承諾して掲載し、その他経営上の特殊の地位を 利用して掲載することはできない。</p>	<p>法148の2</p>		

<p style="text-align: center;">新 聞 広 告</p>	<p>新聞広告掲載証明書を希望する新聞社に提出すれば、新聞広告をすることができる。</p> <p>候補者1人について2枚の証明書が交付される。</p> <p>(1) 新聞広告の回数 <b>2回以内</b></p> <p>(2) 広告の費用 広告の費用は有料で、広告費として収支報告書に記載する。</p> <p>(3) 掲載の手続 立候補届出の際に選挙長から交付される「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社へ広告原稿とともに提出する。</p> <p>(4) スペース、内容等 横9.6cm、縦2段組以内で記事下に 限る。色刷は認められない。</p> <p>(5) 広告を掲載した新聞の頒布の方法等 広告を掲載した新聞は、販売業者が通常の方法(定期購読者以外の者に対して頒布する新聞紙については、有償である場合に限る。)により頒布し、又は県選管の指定する場所に掲示することができる。</p> <p>(6) 新聞広告をすることができる者は候補者に限られる。</p>	<p>法149④</p> <p>実施規程8</p> <p>則19</p> <p>法149⑤</p> <p>県則 82・14②</p>	<p>○氏名の記載は、戸籍簿に記載された氏名(通称使用について選挙長の認定を受けたときはその通称)によらなければならない。</p> <p>○広告のできる期間は、選挙期日の前日までであるから、選挙当日の新聞に掲載するように申込みをすることはできない。</p>
<p>放送の制限</p>	<p>何人も、選挙運動用拡声機の使用等公職選挙法の規定によって認められた場合のほか、放送設備を使用して、選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることはできない。</p>	<p>法151の5</p>	

個人演説会	演説会場及び開催の申出	<p><b>1 公営施設使用の個人演説会</b> 次の公営施設を使用する場合は、同一施設につき1回は無料である。 <b>公営施設とは、学校及び市公民館又は市選管の指定した施設であり、</b></p> <p>(ア) 能美市根上総合文化会館 (イ) 能美市寺井体育館 (ウ) 能美市辰口福祉会館など</p>	法161 法164 令120	○公営施設を使用する場合は、同一の施設については、同時に2以上の演説会の開催の申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出はできない。 (令112②)
		<p>2 公営施設以外の施設を利用して個人演説会を開催することもできる。</p>	法161の2	○公営施設を使用する場合、使用時間は準備を含めて一回について5時間以内とされている。 (令112③)
		<p>3 個人演説会における代理演説及び録音盤の使用</p> <p>(1) 代理演説は自由である。 (2) 録音盤の使用ができる。</p>	法162 法164の4	○公営施設以外の施設を使用する場合、使用時間の制限はない。 ○開催の申出は立候補届出後でなければならない。
		<p>4 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、開催すべき日前2日までに文書で市選管に申し出なければならない。</p>	法163 令112①	
他の演説会の禁止		個人演説会のほかは、演説会を開催することはできない。	法164の3	候補者以外の者が開催する合同演説会も禁止される。
演説及び街頭演説	街頭演説	<p>(1) 演説者は、必ずその場所にとどまり市選管が交付する標旗(1枚を交付)を掲げて行わなければならない。</p> <p>(2) 午後8時から翌日午前8時までは禁止されている。</p> <p>(3) 街頭演説の際の運動員(労務者を含む)は、15人以内である。</p> <p>(4) 運動員は市選管が交付する腕章を着けなければならない。</p>	法164の5 法164の6 法164の7 実施規程25、26	○標旗及び腕章を着用のまま歩き回る行為は禁止される。 ○運転手1人及び船員は、15人の制限外である。 ○街頭演説の場所では、選挙運動用自動車に取り付けられたもの及び個人演説会場外に掲示する立札、看板のほかは、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は使用できない。

演 説 及 び 街 頭 演 説	街頭演説	(5) 録音盤の使用ができる。 (6) 長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうことのないよう努めなければならない。	法164の4 法164の6	○選挙運動のために街頭演説をする者は学校、病院等の周辺では静穏を保持するように努めなければならない。 (法140の2②)
	近接する選挙の場合の演説会等の制限	他の選挙の選挙当日、投票所を閉じるまでの間、投票所を設けた場所の入口から300m以内の区域では、個人演説会(演説を含む。)、街頭演説(自動車(船舶)の上においてする連呼行為を含む。)はできない。	法165の2	
	特定の建物及び施設における演説等の禁止	次に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができない。 (1) 国又は地方公共団体の所有し、又は管理する建物(公営住宅を除く。) ただし、公営施設使用の個人演説会の場合を除く。 (2) 自動車、電車、乗合自動車、船舶(選挙運動用を除く。)及び停車場その他鉄道地内 (3) 病院、診療所その他の療養施設	法166	
選挙公報	(1) 市選管が選挙公報を発行する。 (2) 掲載文は、写真を添えて、選挙期日の告示があった日に文書又は電磁的記録で候補者が市選管に申請しなければならない。 (3) 字数 制限なし (4) 発行手続 市選管へ申請のあった掲載文を原文のまま選挙公報に掲載する。 (5) 掲載順序は市選管がくじで定める。	法172の2 公報条例2、3、4、7 公報規程2～13	○選挙期日の2日前までに各世帯へ配布される。 (公報条例5) ○氏名欄の氏名の記載は戸籍簿に記載された氏名(通称使用について選挙長の認定を受けたときはその通称)によらなければならない。 ○イラスト、図等の使用は、掲載文の2分の1以下であれば掲載できる。	

	(6) 申請等の時間 午前8時30分から午後5時まで		
期日前投票所又は不在者投票記載場所における氏名等の掲示	(1) 選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所又は市選管の委員長が管理する不在者投票記載場所内の適当な箇所に、候補者の氏名及び党派別を掲示する。 (2) 掲載順序は、市選管がくじで定める。	法175②③ 令125の4	○通称認定申請により通称の使用が認められたときは、当該通称を掲示することとなる。
投票所内の氏名等の掲示	(1) 投票所内の投票記載場所その他適当な箇所に、市選管が候補者の氏名及び党派別を掲示する。 (2) 掲載順序は期日前投票所等の掲示と同じである。	法175①③	○通称認定申請により通称の使用が認められたときは、当該通称を掲示することとなる。
選挙期日後の挨拶行為の制限	選挙期日（無投票となったときは、当該告示の日）後、当選又は落選について選挙人に挨拶する目的で次の行為をすることは禁止されている。 (1) 戸別訪問 (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか、文書図画を頒布し又は掲示すること。 (3) 新聞紙又は雑誌の利用 (4) 放送設備を利用しての放送 (5) 当選祝賀会その他の集会の開催 (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等氣勢を張る行為 (7) 当選に関する答礼のため当選者の氏名又は政党等の名称を言い歩くこと。	法178	
選挙期日後の文書図画の撤去	選挙運動用文書図画を掲示した者は、選挙の期日（無投票となったときは、当該告示の日）後、速やかに撤去しなければならない。	法178の2	○市選管が設置したポスター掲示場に掲示したものを除く。

#### 4. 選挙運動期間中だけでなく、常に制限されている行為

項 目	概 要	法令条項	備 考
挨拶状の禁止	候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類する挨拶状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。	法147の2	
挨拶を目的とする 有料広告の禁止	公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）及び後援団体は、当該選挙区内にある者に対する主として挨拶（年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにする挨拶及び慶弔、激励、感謝その他これらに類するもののためにする挨拶に限る。）を目的とする広告を、有料で、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに掲載させ、又は放送事業者の放送設備により放送をさせることができない。	法152①	○何人も、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）又は後援団体に対して、当該選挙区内にある者に対する主として挨拶を目的とする広告を、新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画その他これらに類するものに有料で掲載させ、又は放送事業者の放送設備により有料で放送させることを求めてはならない。 (法152②)

公職選挙法による寄附の制限	特定の寄附の禁止	<p>(1) 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、当該選挙に関し寄附をしてはならない。</p> <p>(2) 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。)を受けている場合、その融資を行っている者が、融資につき、市から利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から、当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。</p>	法199	
	候補者等の寄附の禁止	<p>候補者又は候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は親族に対してする場合及び候補者が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他政治教育のための集会(饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。))が行われるもの、選挙区外において行われるもの及び一定期間内に行われるものを除く。)に関し、必要やむを得ない実費の補償(食事についての実費の補償を除く。)としてする場合を除き、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。</p>	法 199の2	<p>○「一定期間」とは任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日までの間である。</p>

公職選挙法による寄附の制限	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、政党その他の政治団体又はその支部に対して行う場合を除き、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、候補者等の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。	法199の3	
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者若しくは候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対して行う場合を除き、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。	法199の4	

公職選挙法による寄附の制限	後援団体に関する寄附等の禁止	<p>1 後援団体は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該候補者若しくは候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び一定期間内にされるものを除く。）をする場合を除き、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。</p> <p>2 何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、一定期間、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。</p> <p>3 候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、自己に係る後援団体（資金管理団体に対する寄附は除く。）に対し、一定期間、寄附をしてはならない。</p>	法199の5	○「一定期間」とは任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日までの間である。
	特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止	<p>1 何人も、選挙に関し、「特定の寄附の禁止」に該当する者に対して、寄附を勧誘し、又は要求してはならない。</p> <p>2 何人も、選挙に関し、「特定の寄附の禁止」に該当する者から寄附を受けてはならない。</p>	法200	

寄附の量的制限

<p>1 総枠規制</p> <p>(1) 政党・政治資金団体に対して寄附をする場合には、個人のする寄附は年間 2,000 万円まで、会社、労働組合その他の団体のする寄附は、それぞれ資本等の金額、組合員等の数又は前年における年間の経費の額を基準として算定された限度額（年間 750 万円～1 億円）までしかできない。</p> <p>(2) 政党及び政治資金団体以外の者に対して寄附をする場合には、個人のする寄附は 1 (2) の総枠で年間 1,000 万円まで、会社、労働組合その他の団体がする寄附は一切禁止されている。なお、会社、労働組合その他の団体がする寄附は、政党及び政治資金団体に対するものを除き一切禁止される。</p> <p>(3) 候補者等に対して寄附をする場合は、個人のする寄附は年間 1,000 万円までであり、かつ選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附はできない。</p> <p>(4) この総枠制限は、政治団体がする寄附、候補者等が政党から受けた寄附を自己の資金管理団体へ寄附（特定寄附）する場合、個人の遺贈による寄附については適用されない。</p>	<p>政規法21、21の2、21の3、22、22の2</p>	<p>○政治活動に関する寄附については、政規法による制限があるが、政規法上の「政治活動に関する寄附」には、政治団体に対してされる寄附のほか候補者等の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附も含まれる。</p>
--	--------------------------------	---

寄附の量的制限

2 個別規制

(1) 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする寄附は、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、年間 5,000 万円までである。

(2) 政党及び政治資金団体以外の同一の者(したがって候補者等も含まれる。)に対して個人のする寄附は、年間 150 万円までである。  
なお、政党以外の政治団体がする候補者等に対する寄附は、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券によるものであってはならない。

(3) この個別制限は、資金管理団体の届出をした候補者等が当該資金管理団体に対してする寄附及び個人の遺贈による寄附については適用されない。

なお、これらの制限に違反して寄附を受けることも禁止される。

政治資金規正法による寄付の制限	寄付の質的制限	<p>1 特定会社等のする寄附の制限</p> <p>次に掲げる者は、選挙に関する否とを問わず政治活動に関する寄附をしてはならない。</p> <p>(1) 市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定（利子補給金については契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人</p> <p>（ただし、その給付金の交付の決定通知を受けた日から1年を経過している場合、又はその給付金の交付の決定の全部が取り消され、その取り消し通知を受けた場合は、禁止されない。</p> <p>(2) 市から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資あるいは拠出を受けている会社その他の法人</p> <p>(3) 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社</p> <p>何人も、以上に記載した制限に違反することを知りながら寄附を受けること並びに(1)及び(2)については寄附を勧誘し、又は要求することはできない。</p>	<p>政規法22の3</p> <p>政規法22の4</p>	<p>○「その他の給付金」には、市が交付するものであれば、交付金とか助成金とかいうものもすべて含まれる。</p> <p>ただし、委託契約に基づき交付される委託費等のように、相当の反対給付のあるものはこれに含まれない。</p> <p>○補助金、負担金等であっても、それが試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの（例えば、離島航路補助金のように、初めから欠損が予想される事業でも民生安定、特定地域の住民の生活向上のために、これを経営せしめてその欠損を補填するような補助金等）は除かれる。</p>
-----------------	---------	--	-------------------------------	--

<p>政治資金規正法による寄附の制限</p>		<p>2 外国人等からの寄附の受領の禁止</p> <p>何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関する寄附を受けてはならない。ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附については、この限りでない。</p> <p>3 匿名の寄附等の禁止</p> <p>何人も、本人以外の名義又は匿名で、選挙に関する否とを問わず政治活動に関する寄附をしてはならない。（街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が1,000円以下のものを除く。）</p> <p>本人以外の名義を用いた寄附とは、Aが寄附するのにBの名義を用いてする寄附のことであり、匿名の寄附とは、寄附した者が誰であることを明らかにしないでする寄附のことである。これらの寄附は、何人もこれを受けてはならない。</p> <p>これらの寄附をした者も受けた者も処罰され、その寄附に係る金銭、物品の所有権は、国庫に帰属する。</p> <p>これらの金銭、物品の保管者は、国庫に納付する手続をとらなければならない。</p>	<p>政規法22の5</p> <p>政規法22の6</p>
	<p>寄附の質的制限</p>		

<p>政治資金規正法による寄附の制限</p>	<p>寄附のあっせんに関する制限</p>	<p>何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならない。</p> <p>また、政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。</p>	<p>政規法22の7</p>	
------------------------	----------------------	--	----------------	--

## 5. 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動

項 目	概 要	法令条項	備 考
連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止	<p>政党その他の政治活動を行う団体は、選挙期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、政治活動のための次の行為をすることができない。</p> <p>(1) 連呼行為</p> <p>(2) 名義の如何を問わず、掲示又は頒布する文書図画(新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除く。)に当該選挙区の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載すること。</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。)において文書図画(新聞紙及び雑誌を除く。)の頒布(郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。)をすること。</p>	法201の13	
選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去	<p>選挙期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体とその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区において、当該ポスターを撤去しなければならない。</p>	法201の14	